新潟都市計画 地区計画

	名	i 称	新栄町地区地区計画
	位	置置	新発田市新栄町
	面	ī 積	約21.0ha
	決	定年月日	平成4年5月29日
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地(ヌ 計 画 の 目	本地区は新発田市の西部に位置し、国道7号他に接し広域的 道路網に恵まれた地区であり、商業及び業務地としての市街地 形成が見込まれる地区である。 本計画は、商業地・業務地としての土地利用を図り、良好な 都市環境を形成することを目標としている。
	± :	地 利 用 の 方	計 幹線道路に囲まれた地区であり、交通至便地であるため、 商業・業務地として土地利用を図る。
	地区施設の整備方針		土地区画整備事業により必要な道路・公園を適正に配置し、 商業・業務地としての機能を確保する。
方針	建築物の整備の方針		計
	地区施設の配置及び規模		積 約11.9ha
			区画道路 幅員 11m 総延長 約250m 幅員 8m 総延長 約 90m 幅員 6m 総延長 約340m
地区整備	建築物等に	建築物等の用途の制	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)専用住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2)キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3)床面積が15㎡をこえる畜舎 (4)建築基準法別表第二(り)のうち、一・三及び四に掲げる工場 (5)原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が500㎡をこえるもの
計	関 す る	建築物の敷地面積 最低限度	の500㎡だたし、公衆便所・巡査派出所及び、その他これらに類する 公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。
画	事項	壁面の位置の制	建築物の壁もしくはこれに代わる柱は、幅員14m以上の 道路境界から2m以内に建築してはならない。
		そ の	他 建築物に属する門又は塀で道路に面して設けるものの構造は、道路面より高さ1.2 m以下とし、高さ0.5 mを超える部分が金網等で採光・通風等道路上の環境に支障がないものとする。

